証券コード　3909
平成30年３月12日

株　主　各　位

東京都港区赤坂三丁目21番13号
株式会社ショーケース・ティービー
代表取締役社長　森　　雅　弘

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年３月27日（火曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年３月28日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　東京都港区赤坂九丁目７番２号　東京ミッドタウン
ミッドタウン・タワー４階カンファレンス「Room７」
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第22期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）
事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第22期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第４号議案　当社監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載します。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、下記の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、上記書類は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人または監査役の監査対象となっております。

当社ウェブサイト（https://www.showcase-tv.com/）

当日は、本株主総会終了後、同会場にて当社へのご理解をより深めていただくために会社説明会を開催いたします。お時間の許す株主様には、株主総会と合わせてご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、力強さを欠くものの緩やかな持ち直し基調にあります。企業収益が良好に推移し、雇用所得環境も改善が見られます。政府による大規模な経済対策の景気押し上げ効果は、想定通りに効果が顕在するかについては不透明な面もあるものの、今後は景気回復基調が継続すると考えられます。

このような中、当社グループにとっての当連結会計年度における事業環境は、インターネット広告市場が前年比13.0％増の１兆 3,100億円と順調に拡大し、広告費全体の20.8％を占めるまでに成長しました（注１）。世界的にもデジタル広告へのシフトが加速しており、平成30年にはデジタル広告がテレビを抜いて最大の広告メディアになり、デジタル広告の中でもモバイル広告のシェアがパソコン広告を上回ると言われております（注２）。また、EC市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及・進化に伴い、企業のECビジネス展開が加速しており、平成28年国内BtoC-EC市場は、前年比109.9％の15.1兆円まで拡大しております。また、全ての商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率は、BtoC-ECで5.4％（注３）であり、伸びしろが大いにある分野であります。

（注１） 電通「2016年日本の広告費」
（注２） 電通「世界の広告費成長率予測」
（注３） 経済産業省「平成28年我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」

これに伴い、当社はオンラインビジネスのコンバージョン率（成約率）UPを実現する、Webマーケティング支援を中心とした事業展開を行っております。具体的には、特許技術（国内外）を活用したクラウド型のWebサイト最適化サービス「ナビキャストシリーズ」の提供や、Webサイトにおける不正アクセスなどに対するセキュリティ強化を目的とした「ProTech（プロテック）シリーズ」の提供をしております。また、「ナビキャストシリーズ」や「ProTech（プロテック）シリーズ」から得られるデータを蓄積し、より精度の高いマーケティング施策

を可能とするDMP（データ・マネジメント・プラットフォーム）サービス「ZUNOH」を提供し、「ZUNOH」を活用したデータ解析サービス「Audience Insight（オーディエンス インサイト)」の提供と運用型広告事業の展開、その他、スマートフォンアプリサービスや最新テクノロジーを取り込んだサービスの開発と提供を行うことで、Webマーケティングの課題を統合的に解決する価値の高いサービスを提供しております。

また当連結会計年度において、子会社である株式会社アクルとイープロテクト株式会社の合併と、株式会社インクルーズとgalaxy株式会社の株式取得による子会社化を行い、第２四半期より連結決算を開始しております。また、日本移動体通信株式会社からの事業譲受、ベンチャーキャピタル事業を手掛ける株式会社Showcase Capitalを設立するなど、M&Aや資本業務提携などの投資を積極的に行ってまいりました。これに伴い、第３四半期より、投資事業を報告セグメントに追加しております。

このような状況のもと、当連結会計年度における売上高は1,859,232千円、営業利益は191,589千円、経常利益は163,990千円、親会社株主に帰属する当期純利益は12,069千円となりました

なお、セグメント別の状況は以下のとおりであります。

＜eマーケティング事業＞

(ナビキャストシリーズ)

Webサイト最適化技術により成約率を高める「ナビキャストシリーズ」については、主力サービスである入力フォーム最適化の「フォームアシスト」、Web接客を行う「サイト・パーソナライザ」、スマートフォンユーザの導線を改善する「スマートリンク」を中心に売上を拡大いたしました。また当連結会計年度においては、画面共有によるカスタマーコミュニケーション支援サービス「ナビキャスト ビューアシスト」と、入力フォームのA/Bテストによるコンサルティングサービス「Form Groth(フォームグロース)」をリリースいたしました。どちらも大口の顧客での導入やOEM提供により売上に大きく貢献いたしました。「ナビキャストシリーズ」に関しては、来期以降も継続的な機能拡張などにより引き続き売上拡大が期待されます。

(DMP・広告関連サービス)

DMP・広告関連サービスについては、DMPサービス「ZUNOH」に蓄積されたデータと連携した「ナビキャストAd」などの運用広告関連サービスがその精度の高さから、引き続き顧客の高い評価を得ております。また当連結会計年度においては、「ZUNOH」とAIを活用して成約確度の高い潜在顧客を抽出して広告配信を行う「Cogni-Targeting (コグニ・ターゲティング)」のリリース、滋賀大学とのDMPサービス「ZUNOH」を中心としたビッグデータ分析の提携、「ZUNOH」を活用したサイト来訪者の属性や行動履歴などを分析するサービス「Audience Insight」のリリース、ユナイテッド株式会社が提供するスマートフォン特化型広告配信プラットフォーム「Bypass」とのデータ連携等、「ZUNOH」の活用に広がりを見せております。

(ProTechシリーズ)

当連結会計年度において、入力されたメールアドレスの存在をリアルタイムでチェックするクラウドサービス「ProTech Mail Checker (プロテック メールチェッカー)」をリリースし、「ナビキャストシリーズ」の既存顧客である金融機関やECサイトを中心に導入が進み、売上を大きく拡大しております。

(メディア運用)

日本移動体通信株式会社より平成29年９月にスマートフォンの購入に役立つ記事を掲載している「スマホの教科書」を、同年10月には女性向けライフスタイル情報メディア「Findy (フィンディ)」の譲り受けを行いました。どちらも少人数体制での運用体制が構築されていることから、利益率の高いサービスとなっており、収益に貢献いたしました。

(Fintech)

Fintech分野に特化したソリューションを提供する株式会社アクルは当連結会計年度において、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社等の多くの決済サービス提供事業者と不正対策分野における業務提携を行いました。これにより顧客数の増加と売上拡大が進みました。

(パーソナルブランディング)

パーソナルブランディング支援を行うgalaxy株式会社は、お客様のご要望に応じて書籍を１冊からでも印刷・流通に乗せることができるAmazon POD（アマゾン プリント・オン・デマンド）や、電子書籍サイトへの配信を行うなどの出版ソリューション「Galaxy Books」を提供し、個人事業主や中小企業経営者のブランディングを支援しております。POD市場については、楽天ブックスがPODに進出するなど、市場自体も今後大きな伸びが期待されています。

当連結会計年度においては、東京・大阪・名古屋を中心に積極的な営業展開を実施することで順調に顧客数を増やし、売上増加に寄与いたしました。

以上の結果、eマーケティング事業全体における売上高は1,463,317千円となり、セグメント利益（営業利益）は765,921千円となりました。

＜Webソリューション事業＞

(スマートフォンアプリ)

当連結会計年度においてはクラウド型多言語オーディオガイドアプリシステム「Audio guide Q」が「星の王子さまミュージアム 箱根サン=テグジュペリ」で採用され、平成30年に美術館や博物館への実装可能な案件が決定しております。また、美術館や博物館だけではなく、エンターテインメントイベントでの利用が決定するなど「Audio guide Q」活用の多様化が進んでおります。

(EC)

バスケットゴール専門のECサイトである「Basketgoal.com」については、前期と比べてほぼ横ばいとなっております。なお、本サイトの運営に関しては、事業の選択と集中を行うため、平成29年12月26日をもって運営を終了しております。

(不動産業向けサービス)

不動産Webサイト管理システムである「仲介名人」については、前期と比べてほぼ横ばいとなっております。VR新築見学システム「SHOWRISE」と物件内覧システム「3Dオープンハウス」に関しては、引き続き大手不動産会社を中心とした営業活動を行うことで収益化を目指してまいります。

不動産業向けサービスは、平成29年11月に子会社である株式会社Showcase Capitalを通じて出資した株式会社スペースエージェントとのシステム連携・協業を予定しております。

(コンテンツサービス)

株式会社インクルーズが手掛けるきせかえ課金事業は、約120社を超える有名IP（知的財産）との提携実績を武器に「３キャリア公式月額課金サービス」に加え、「３キャリア公式取り放題月額課金サービス」も順調に伸び、安定的な収益を確保しております。また、ゲームデザイン制作支援事業は、ソーシャルゲーム市場の伸びと連動し、クライアント社数も60社を超え、売上・利益に大きく貢献しております。

また、全世界で242万ダウンロード、スタンプ送受信数25億回を突破したインクルーズ社配信のLINEスタンプ「めんトリ」は、国内においては全国のアミューズメント施設におけるプライズ景品化や着ぐるみによる各種イベントへの出演、また、多数のキャラクターとのコラボ展開やアニメ化などによって、平成29年末時点での商品化実績は300種類を超え、LINEスタンプの枠を超えた展開をしております。

国外においても、台湾で「FamilyMart」3,122店のキャンペーンキャラクターに採用されたのを皮切りに、台湾１位の通信キャリア「中華電信」を含む４社の大手企業から無料広告スタンプに採用され、トップクラスのシェアを誇るお菓子のパッケージや、電子マネーカードに採用されるなど、活躍の幅を広げています。また、カカオトークやWeChat向けにスタンプ配信を行うなど、台湾だけでなく韓国や中国でも広がりをみせ、国内外での認知度を格段に向上いたしました。

また、新規事業であるコンテンツ・アグリゲーション事業の第１弾として平成29年12月より「オンデマンドプリントEC事業」を開始いたしました。今後は、インクルーズ社の提携する約120社の有名IPに加え、有名アーティスト、有名声優との提携を拡大する予定です。

以上の結果、Webソリューション事業全体における売上高は395,914千円、セグメント利益（営業利益）は1,322千円となりました。

(投資事業)

当社は、AI、Fintech、VR／AR、モバイルコンテンツなど様々な分野においてユニークな技術ノウハウを持つスタートアップとのM&Aや資本業務提携などを実施してまいりましたが、今後、国内外のスタートアップに対して、より機動的かつ積極的に投資を行う環境を整えるため、コーポレートベンチャーキャピタルである株式会社Showcase Capitalを平成29年８月に設立いたしました。

当連結会計年度においては、FREETELブランドでスマートフォンの製造・販売を手掛けるプラスワン・マーケティング株式会社、サブスクリプションビジネス支援ソリューションを提供するビープラッツ株式会社、位置情報ゲームサービスを提供するリアルワールドゲームス株式会社、民泊物件サイト「民泊物件.com」を運営する株式会社スペースエージェント、AI（人工知能）による 自動記事作成サービスを提供するイスラエルの企業 Articoolo Research Ltd.などへ積極的な投資を実行してまいりました。

しかしながら、プラスワン・マーケティング社が平成29年12月に民事再生申立を行ったことから、営業投資有価証券の減損処理を行うことになりました。

以上の結果、投資事業全体におけるセグメント損失（営業損失）は101,227千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は95,182千円であり、主なものは市場販売目的ソフトウエアの開発等によるもの60,345千円、自社利用目的ソフトウエアの開発等によるもの31,674千円であります。

③ 資金調達の状況

ストックオプションの行使による新株発行を行い、総額3,332千円の資金調達を行っております。

また、銀行からの長期借入れにより800,000千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成29年９月１日付で「メディア事業（スマホの教科書)」を200,000千円で、平成29年10月１日付で「メディア事業（Findy)」を70,000千円で日本移動体通信株式会社より譲受けております。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年４月に株式会社インクルーズの株式を取得し同社を連結子会社といたしました。また、平成29年７月にgalaxy株式会社の株式を取得し同社を連結子会社といたしました。

平成29年８月に株式会社Showcase Capitalを設立し同社を連結子会社としました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	平成26年度 第19期	平成27年度 第20期	平成28年度 第21期	平成29年度 (当連結会計年度) 第22期
売上高	―	―	―	1,859,232千円
経常利益	―	―	―	163,990千円
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	12,069千円
1株当たり当期純利益	―	―	―	1.79円
総資産	―	―	―	2,577,696千円
純資産	―	―	―	1,226,039千円

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
1．第22期より連結計算書類を作成しておりますので、第21期以前の各数値は記載しておりません。

(3) 対処すべき課題

当社は、顧客企業が既に持っているWebサイトやコンテンツを最大限に有効活用しながら、「豊かなネット社会を創る」という企業理念に基づき、インターネットに「おもてなし」の機能を付加することで「見やすく、わかりやすく、入力しやすく」するサービスを提供しております。

今後は、Webマーケティング企業としては勿論のこと、多様な人々のニーズに応え課題解決が可能なテクノロジーカンパニーとして、パフォーマンスの高いサービスを開発・提供し、顧客からの信頼を向上させ、収益基盤をより強化する必要があると認識しております。そのために、当社は、以下の９点を主な経営の課題として認識しております。

① 既存事業の収益の拡大

当社グループは現在、eマーケティング事業とWebソリューション事業が主な収益基盤の事業となっておりますが、これらの事業の安定的・継続的な発展が不可欠なものであると考えております。そのためにも継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後、機能面において継続的な改善、また、保守管理体制の強化により、更に信頼性を高め既存事業の収益基盤の拡大を行ってまいります。

② 知名度の向上

当社グループは、収益基盤強化のため、Webマーケティングの最適化に資する「ナビキャストシリーズ」やその他サービスの知名度の向上を図ることが必要であり、これらの知名度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社グループとしましては、積極的な広報活動やマーケティングを実施することにより知名度向上を目指してまいります。

③　新規事業及び新商品開発による収益基盤の拡大

当社グループは、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比して更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、業界の動向を注視しつつ、また、クライアントの潜在需要をいち早く読み取り、社内の商品戦略会議の活用やオープン・イノベーションへの取り組み強化、出資先企業との協業によって、新規事業及び新商品開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

④　グローバル展開への対応

当社グループは、今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開への対応が必要不可欠と考えております。当社の既存顧客の中には、海外に進出している大手企業が多いことから、このような顧客が海外でも使用できるサービスを提供することが必要と考えております。そして、グローバル展開を本格化する上で、諸外国における特許取得を推進、知的財産権の確保、海外企業への出資を通じたアライアンス展開等を積極的に実施してまいります。

⑤　投資事業の精度向上について

当社グループは、今後の新規事業展開やグローバル展開を加速させていく上で、投資事業は必要と考えており、今後も積極的な投資活動を行っていく方針であります。このため、投資事業の精度向上は必要不可欠であり、投資事業に関する専門業者からの支援や、投資検討委員会と取締役会を経た検討フローや投資基準のより厳格化などを実施し、精度向上に努めてまいります。

⑥　システムの堅牢性と安定性の確保

当社グループは、インターネットを通じてサービスを提供することを主な事業としており、強固なセキュリティを確保しつつ安定的なサービス提供を確保するにはサービス提供に係るシステムの安定的な稼働が重要であると認識しております。このため、データセンター、及びクラウドコンピューティングにおけるセキュリティ対策、サーバの稼働、常時監視、利用者数の増加に伴う負荷分散を行っておりますが、引き続き、更なるシステム管理、システム基盤の強化に努めてまいります。

⑦　技術革新への対応

当社グループは、新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社としましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。また、グループ間連携の強化や、オープン・イノベーションへの取り組みに注力することで、技術革新に対応できる体制強化に取り組んでまいります。

⑧　人材の確保

当社グループが、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が激しさを増し、今後も安定した人材確保には厳しい状況が続くものと思われます。

当社としましては、採用における競争力の強化を図ると共に、魅力のある職場環境を構築し、社員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生の充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑨　内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。

当社グループとしましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(4) 重要な子会社の状況（平成29年12月31日現在）

会　社　名	資　本　金	出資比率	主な事業内容
株式会社インクルーズ	11,000千円	42.0%	モバイルコンテンツ事業
株式会社アクル	11,130千円	28.9%	フィンテック事業
galaxy 株式会社	10,000千円	100%	出版ソリューション事業
株式会社Showcase Capital	10,000千円	100%	投資事業

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事　　業	事　業　内　容
eマーケティング事業	オンラインビジネスのコンバージョン率（成約率）UPを実現する、インターネット上におけるマーケティング支援サービスを中心とした事業
Webソリューション事業	スマートフォンアプリやコンテンツサービスの提供、また、最新テクノロジーを取り込んだサービスの開発と提供を行う事で、インターネット上の課題を統合的に解決するサービスの提供
投資事業	国内外のスタートアップに対する投資事業

(6) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都港区

② 子会社

名　　称	所　在　地
株式会社インクルーズ	東京都渋谷区
galaxy　株式会社	大阪府大阪市

(7) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
131名	－

（注）当連結会計年度は連結初年度のため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88名	6名増	33.7歳	3.8年

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　21,480,000株
(2) **発行済株式総数**　6,768,000株
(3) **株主数**　3,939名
(4) **大株主**

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
森　雅弘	1,586,800　株	23.45　%
永田　豊志	1,201,200　株	17.75　%
松井証券株式会社	221,500　株	3.27　%
ＢＮＹ　ＧＣＭ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＪＰＲＤ　ＡＣ　ＩＳＧ（ＦＥ－ＡＣ）	162,200　株	2.40　%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	154,700　株	2.29　%
日本証券金融株式会社	140,900　株	2.08　%
ＣＨＡＳＥ　ＭＡＮＨＡＴＴＡＮ　ＢＡＮＫ　ＧＴＳ　ＣＬＩＥＮＴＳ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＥＳＣＲＯＷ	115,600　株	1.71　%
株式会社ＳＢＩ證券	82,000　株	1.21　%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	71,900　株	1.06　%
与儀　幸由	71,700　株	1.06　%

（注）　自己株式は所有しておりません。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が19,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,666千円増加しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（平成29年12月31日現在）

	平成26年第５回 新 株 予 約 権	平成28年第８回 新 株 予 約 権
新株予約権の数	34個	635個
保有人数 当社取締役 当社監査役	 － １名	 ４名 ３名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式13,600株	当社普通株式254,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償	１株につき8.5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき188円	１株につき828円
新株予約権の権利行使期間	自　平成28年５月２日 至　平成36年３月26日	自　平成29年４月１日 至　平成33年１月19日
新株予約権の主な行使条件	（注）１	（注）２

（注）１.新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

（注）２.新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、当社の重要な経営指標としている経常利益が下記（a）又は（b）に掲げる目標水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

（a）平成28年12月期から平成29年12月期のいずれかの期において経常利益が４億円を超過した場合　行使可能割合：20％

(b) 平成28年12月期から平成30年12月期のいずれかの期において経常利益が５億円を超過した場合　行使可能割合：100％

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項（平成29年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森　　雅　弘	代表取締役社長	
永　田　豊　志	取締役副社長	合同会社TRIPLEX 代表社員 株式会社インクルーズ 取締役 株式会社Showcase Capital 代表取締役
佐々木　義　孝	取締役CFO	株式会社インクルーズ 取締役 株式会社ウォームライト　社外取締役 galaxy株式会社 監査役
高　山　慎太郎	取締役 （データマーケティング事業部事業部長）	株式会社アクル 取締役 コグニロボ株式会社 取締役
矢　部　芳　一	取締役	株式会社フルッタフルッタ 社外取締役
柳　　雅　二	取締役	株式会社Y'sアソシエイツ　代表取締役 ケミプロ化成株式会社　社外取締役
小　野　和　典	常勤監査役	株式会社インクルーズ 監査役 株式会社アクル 監査役
南　方　美千雄	監査役	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 監査役 株式会社スカイトーク 代表取締役 橋本不動産株式会社 社外取締役 株式会社音力発電 社外取締役 株式会社ニラク 社外取締役 やまと税理士法人 代表社員 株式会社ポーターズ 監査役
小　島　　大	監査役	小島大税理士事務所 所長 プライムエージェント合名会社 代表社員 チェック・コンサルタント株式会社 代表取締役

（注）１．取締役矢部芳一氏、取締役柳雅二氏は、社外取締役であります。
２．監査役小野和典氏、監査役南方美千雄氏、監査役小島大氏は社外監査役であります。
３．監査役南方美千雄氏は公認会計士資格を有しており、また、監査役小島大氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役矢部芳一氏、取締役柳雅二氏、監査役小野和典氏、監査役南方美千雄氏、監査役小島大氏につきましては、東京証券取引所に、独立役員として届け出ております。
５．平成29年３月29日開催の第21期定時株主総会において、取締役矢部芳一氏、取締役柳雅二氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
６．取締役安達一彦氏、取締役弓削田公司氏は、平成29年３月29日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役などであるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	支　給　額
取　　締　　役	８名	54,901千円
（うち社外取締役）	（３名）	（　　4,543千円）
監　　査　　役	３名	9,600千円
（うち社外監査役）	（３名）	（　　9,600千円）
合　　計	11名	64,501千円
（うち社外役員分）	（６名）	（　　14,143千円）

（注）取締役の報酬限度額は、平成25年７月19日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議をいただいております。また監査役の報酬限度額は、同株主総会において、年額100,000千円以内と決議をいただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区　分	氏　名	他の法人等との兼任状況
取締役	矢部芳一	株式会社フルッタフルッタ 社外取締役
取締役	柳　雅二	株式会社Y'sアソシエイツ　代表取締役 ケミプロ化成株式会社　社外取締役
監査役	小野和典	株式会社インクルーズ 監査役 株式会社アクル 監査役
監査役	南方美千雄	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 監査役 株式会社スカイトーク 代表取締役 橋本不動産株式会社 社外取締役 株式会社音力発電 社外取締役 株式会社ニラク 社外取締役 やまと税理士法人 代表社員 株式会社ポーターズ 監査役
監査役	小島　大	小島大税理士事務所 所長 プライムエージェント合名会社 代表社員 チェック・コンサルタント株式会社 代表取締役

（注）監査役小野和典氏の兼務先、株式会社インクルーズと株式会社アクルは、当社の子会社であります。当社と兼務先との間で業務委託提携を行っております。

② 各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役	矢部芳一	取締役就任後、当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	柳　雅二	取締役就任後、当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席いたしました。金融業界における長年の経験や実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	小野和典	当事業年度開催の取締役会18回全てに、監査役会15回の全てに出席いたしました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、経営全般に関する業務執行の豊富な経験からコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの意識、見識に基づく、助言・提言を行っております。
監査役	南方美千雄	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士として主に会社の会計全般について、培ってきた専門的な見識に基づく、助言・提言を行っております。
監査役	小島　大	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。税理士としての主に税務について、培ってきた専門的な見識に基づく、助言・提言を行っております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、当社グループが共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的に掲げている当社グループの「倫理綱領」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図ります。

② 内部監査室は、「経営理念」及び「倫理綱領」の周知徹底のための活動を行い、当社及びその子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

④ 内部監査室及びコンプライアンス委員会を通じて、当社グループにおける法令違反又は「経営理念」もしくは「倫理綱領」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。

⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室は、再発防止策の展開等の活動を推進します。

⑥ コンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「ヘルプライン」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処します。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由に不利な取り扱いを行いません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成、保存、管理します。

② 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループは、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。

② 当社及びその子会社は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。

③ 内部監査室は、当社及びその子会社が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行います。

④ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査室において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。

⑤ 当社及びその子会社は、当社グループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに内部統制推進部門にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役に報告します。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、当社グループの中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。

② 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲します。

③ 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の変更を行うことができることとします。

(5) 従業員のコンプライアンスを確保するための体制

① 当社グループの従業員が業務を行うにあたり倫理綱領を法令及び定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。

② 当社及びその子会社における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。また、必要に応じた内部監査体制を整備することができることとします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社グループの従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができることとします。

② 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。

② 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができることとします。

③ 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いも受けないこととします。

④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を当社が負担します。

(9) 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力対策規程において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。

② 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、概要を具体化するための体制及び規程等を整備し、それらを当社の役職員に周知徹底しております。また、当社はコーポレートガバナンスを徹底することが企業価値の最大化に資することとなると考えております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役と社外監査役を含む監査役で構成され、また「取締役会規程」に基づき原則月１回取締役会を開催しております。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論した上で決定し、取締役の業務の執行状況の監督を行っております。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、会計監査人から会計監査内容の報告を受けると共に、代表取締役と定例的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行い、監査役監査の実効性の確保に努めております。また当社は、「監査役会規程」に基づき原則月１回の監査役会を開催しており、経営の妥当性、適正性、業務の有効性と継続性に関して審議検証し、また、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るため、適宜経営に対して助言、提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。四半期に１回開催されるコンプライアンス委員会は、取締役、各部門長に相当する者が参加し、会社に対しての法令・定款違反をはじめとしたコンプライアンス違反を未然に防止すると共に、違反が生じた場合でも速やかに対応することで被害を最小限に留めるよう情報収集に努めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の一層の向上のため、全従業員に向けたコンプライアンス研修を４回開催し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。また、内部通報窓口を内部監査室及び外部弁護士事務所に設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(4) 当社及び当社グループ会社からなる企業集団における業務適正を確保するための体制について

当社管理本部が当社グループにおける内部統制の統括的な推進・管理を行っております。当該担当チームは、内部統制監査を担当する内部監査室と内部統制に関する協議や情報交換を定期的に行うなど緊密な連携を図っており、また実施した子会社の内部監査結果を子会社の代表取締役に報告をしております。また、定例会議を毎月１回開催し、業務報告及び意見交換を行っております。

(5) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを反社会的勢力対策規程において規定しております。またコンプライアンス研修を実施することで、役員及び使用人に遵守させています。新規取引先企業と反社会的勢力との関係排除について規定した契約書を取り交わし、取引開始前に反社会的勢力との関係性がないかにつき、データベースを利用し確認を実施しております。

８．株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,554,806**	**流動負債**	**648,885**
現金及び預金	1,141,761	支払手形及び買掛金	39,970
受取手形及び売掛金	196,792	短期借入金	200,110
商品	3,651	1年内返済予定の長期借入金	216,852
営業投資有価証券	174,561	未払法人税等	45,055
繰延税金資産	7,181	その他	146,897
その他	33,305	**固定負債**	**702,771**
貸倒引当金	△2,448	長期借入金	664,849
固定資産	**1,022,890**	繰延税金負債	37,922
有形固定資産	**25,336**		
建物	13,685	**負債合計**	**1,351,657**
その他	11,651	（純資産の部）	
無形固定資産	**623,169**	**株主資本**	**1,210,168**
のれん	386,230	**資本金**	**336,214**
ソフトウエア	113,483	**資本剰余金**	**312,578**
その他	123,455	**利益剰余金**	**561,375**
投資その他の資産	**374,384**	**新株予約権**	**3,516**
投資有価証券	229,519	**非支配株主持分**	**12,354**
繰延税金資産	111,534		
その他	44,111		
貸倒引当金	△10,781	**純資産合計**	**1,226,039**
資産合計	**2,577,696**	**負債純資産合計**	**2,577,696**

連結損益計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,859,232
売上原価		563,307
売上総利益		1,295,925
販売費及び一般管理費		1,104,336
営業利益		191,589
営業外収益		
受取利息	175	
助成金収入	900	
その他	349	1,425
営業外費用		
支払利息	3,493	
投資事業組合運用損	5,000	
持分法による投資損失	18,804	
その他	1,725	29,024
経常利益		163,990
特別利益		
新株予約権戻入益	170	170
特別損失		
固定資産除却損	8,837	
減損損失	30,646	
段階取得に係る差損	34,930	
その他	4,584	78,998
税金等調整前当期純利益		85,162
法人税、住民税及び事業税	82,664	
法人税等調整額	△4,511	78,152
当期純利益		7,009
非支配株主に帰属する当期純利益		△5,060
親会社株主に帰属する当期純利益		12,069

連結株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	**334,548**	**314,998**	**629,188**	**1,278,735**
連結会計年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	1,666	1,666		3,332
剰余金の配当			△53,987	△53,987
親会社株主に帰属する当期純利益			12,069	12,069
連結範囲の変動			△7,302	△7,302
持分法の適用範囲の変動			△18,591	△18,591
連結子会社の増資による持分の増減		△2,075		△2,075
連結子会社株式の売却による持分の増減		△2,011		△2,011
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	**1,666**	**△2,420**	**△67,812**	**△68,566**
当期末残高	**336,214**	**312,578**	**561,375**	**1,210,168**

（単位：千円）

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	**3,686**	**－**	**1,282,421**
連結会計年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			3,332
剰余金の配当			△53,987
親会社株主に帰属する当期純利益			12,069
連結範囲の変動			△7,302
持分法の適用範囲の変動			△18,591
連結子会社の増資による持分の増減			△2,075
連結子会社株式の売却による持分の増減			△2,011
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△170	12,354	12,184
連結会計年度中の変動額合計	**△170**	**12,354**	**△56,382**
当期末残高	**3,516**	**12,354**	**1,226,039**

貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,168,253**	**流動負債**	**540,253**
現金及び預金	976,363	買掛金	32,030
受取手形	604	短期借入金	200,000
売掛金	158,381	1年内返済予定の長期借入金	199,992
前払費用	16,775	未払金	42,438
その他	18,577	未払法人税等	40,800
貸倒引当金	△2,448	その他	24,991
固定資産	**1,209,672**	**固定負債**	**572,509**
有形固定資産	**17,296**	長期借入金	572,509
建物	9,880		
工具、器具及び備品	7,415	**負債合計**	**1,112,762**
無形固定資産	**282,893**	（純資産の部）	
のれん	179,307	**株主資本**	**1,261,648**
ソフトウエア	103,541	**資本金**	**336,214**
その他	45	**資本剰余金**	**316,664**
投資その他の資産	**909,482**	資本準備金	316,214
投資有価証券	229,519	その他資本剰余金	450
関係会社株式	278,645	**利益剰余金**	**608,769**
関係会社長期貸付金	363,320	その他利益剰余金	608,769
繰延税金資産	107,150	繰越利益剰余金	608,769
その他	23,498	**新株予約権**	**3,516**
貸倒引当金	△92,651	**純資産合計**	**1,265,164**
資産合計	**2,377,926**	**負債純資産合計**	**2,377,926**

損　益　計　算　書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,497,956
売上原価		348,541
売上総利益		1,149,415
販売費及び一般管理費		829,606
営業利益		319,809
営業外収益		
受取利息	1,535	
助成金収入	900	
その他	545	2,980
営業外費用		
支払利息	1,873	
貸倒引当金繰入額	92,651	
その他	5,260	99,786
経常利益		223,003
特別利益		
新株予約権戻入益	170	170
特別損失		
固定資産除却損	6,651	
減損損失	30,646	
関係会社株式売却損	34,252	
関係会社株式評価損	41,340	
その他	884	113,775
税引前当期純利益		109,397
法人税、住民税及び事業税	74,779	
法人税等調整額	1,049	75,828
当期純利益		33,568

株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	334,548	314,548	450	314,998
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	1,666	1,666		1,666
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	1,666	1,666	－	1,666
当期末残高	336,214	316,214	450	316,664

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	629,188	629,188	1,278,735	3,686	1,282,421
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			3,332		3,332
剰余金の配当	△53,987	△53,987	△53,987		△53,987
当期純利益	33,568	33,568	33,568		33,568
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				△170	△170
事業年度中の変動額合計	△20,418	△20,418	△17,086	△170	△17,256
当期末残高	608,769	608,769	1,261,648	3,516	1,265,164

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成３０年２月２１日

株式会社ショーケース・ティービー
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　薬　袋　政　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　小野木　幹　久　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ショーケース・ティービーの平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの第２２期連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショーケースティービー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成３０年２月２１日

株式会社ショーケース・ティービー
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　藥　袋　政　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　小野木　幹　久　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ショーケース・ティービーの平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの第２２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

１．監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月23日

株式会社ショーケース・ティービー監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小　野　和　典　㊞

監　査　役（社外監査役）　南　方　美千雄　㊞

監　査　役（社外監査役）　小　島　　大　㊞

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、財務状態及び経営成績を勘案し、利益還元策を決定していく方針であります。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金5.5円　総額37,224,000円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年３月29日（木曜日）といたしたいと存じます。

第２号議案　　監査役１名選任の件

監査役小野和典氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者の選任にあたりましては、取締役の職務遂行の監査を適格かつ公正に遂行することができる知識・能力及び経験を有していることなどを踏まえ、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決議しております。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社 の株式の数
小野（おの）　和典（かずのり） （昭和28年７月17日生） 再任	昭和53年４月　NEC日本電気株式会社入社 平成７年７月　同社　専任部長 平成14年７月　同社　統括マネージャ 平成18年４月　同社　エグゼクティブエキスパート 平成19年７月　ポールトゥウィン株式会社　取締役副社長 平成21年２月　ピットクルー株式会社入社 平成21年４月　同社　取締役副社長 平成23年４月　ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社　常勤監査役 平成23年５月　ポールトゥウィン株式会社　監査役 平成26年３月　当社　監査役　（現任） 平成29年４月　株式会社インクルーズ　監査役（現任） 平成29年４月　株式会社アクル　監査役（現任）	20,400株

＜社外監査役候補者とした理由＞

小野和典氏は、経営者としての豊富な経験と監査役としての高い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス強化に寄与できるものと考えております。また、監査役として経営上の重要事項の決定及び経営執行の監督などを適切に実行することができ、当社の監査体制に活かすことができることから、当社の監査役として適任であると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．小野和典氏は社外監査役候補者です。なお、当社は小野和典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．社外監査役候補者である小野和典氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。また、小野和典氏の再任が承認された場合、当社は小野和典氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
４．社外監査役候補者である小野和典氏は、当社子会社である、株式会社インクルーズ及び株式会社アクルの監査役であります。
５．小野和典氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、４年であります。

第３号議案　　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成25年７月19日開催の臨時株主総会において、年額３億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額14百万円以内（うち社外取締役分は年額６百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。なお、本議案をご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬額と合わせた取締役の報酬額の合計は年額３億円以内となり、報酬等の総額について変更は行わないものと致します。

各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）であります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年11,250株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において当社取締役会にて決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（３）の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（６）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第４号議案　　当社監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、平成25年７月19日開催の臨時株主総会において、年額１億円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査役に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、監査役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額６百万円以内と致します。なお、本議案をご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬額と合わせた監査役の報酬額の合計は年額１億円以内となり、報酬等の総額について変更は行わないものと致します。

各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議において決定することと致します。

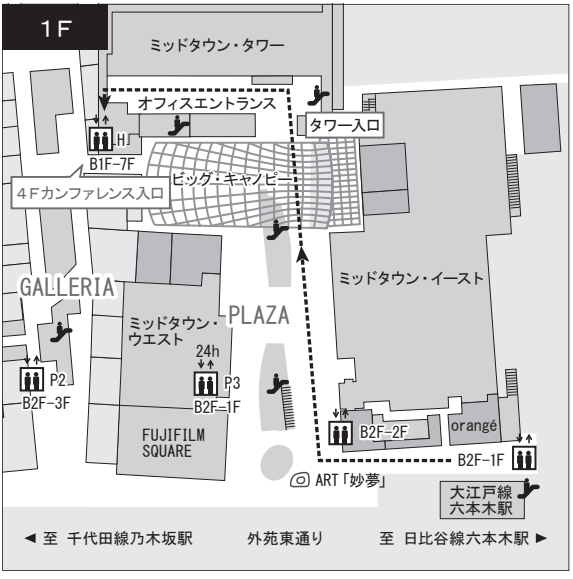
現在の監査役は３名でありますが、第２号議案「監査役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は３名となります。

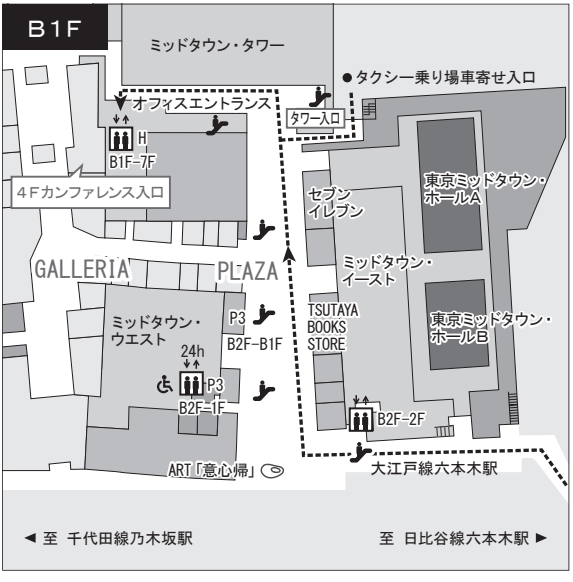
また、監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年3,750株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける監査役に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会にて決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と監査役との間で、「第３号議案　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以　上

「会場ご案内図（詳細）」


1F
ミッドタウン・タワー
オフィスエントランス
タワー入口
H
B1F-7F
4Fカンファレンス入口
ビッグ・キャノピー
GALLERIA
ミッドタウン・ウエスト
PLAZA
ミッドタウン・イースト
24h
P2
B2F-3F
P3
B2F-1F
FUJIFILM SQUARE
B2F-2F
orangé
B2F-1F
ART「妙夢」
大江戸線六本木駅
◄ 至 千代田線乃木坂駅
外苑東通り
至 日比谷線六本木駅 ►

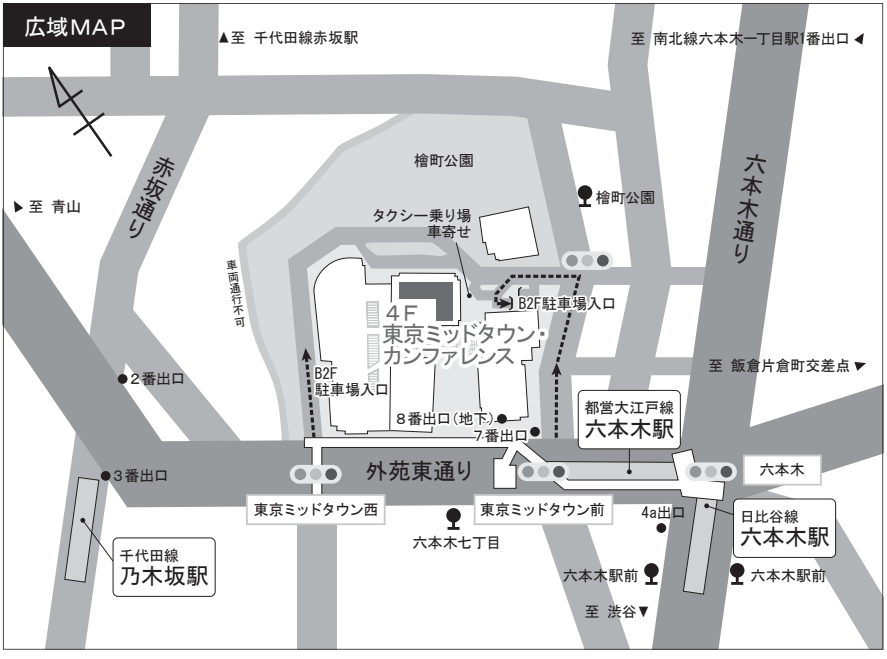

B1F
ミッドタウン・タワー
●タクシー乗り場車寄せ入口
オフィスエントランス
タワー入口
H
B1F-7F
4Fカンファレンス入口
セブン イレブン
東京ミッドタウン・ホールA
GALLERIA
PLAZA
ミッドタウン・イースト
ミッドタウン・ウエスト
P3
B2F-B1F
TSUTAYA BOOKS STORE
東京ミッドタウン・ホールB
24h
P3
B2F-1F
B2F-2F
ART「意心帰」
大江戸線六本木駅
◄ 至 千代田線乃木坂駅
至 日比谷線六本木駅 ►

株主総会会場ご案内図

（詳細は前頁をご参照ください）

会　　場　東京都港区赤坂九丁目７番２号

東京ミッドタウン
ミッドタウン・タワー　４階
カンファレンス「Room７」



最寄駅　六本木駅

都営大江戸線８番出口より直結

東京メトロ日比谷線４ａ出口側から地下通路を経由し、８番出口より直結

乃木坂駅

東京メトロ千代田線３番出口より徒歩約３分